

【写真報告】

大飯原発仮処分裁判 不当判決から即時抗告まで

(4月16日) 不当判決

午後1時30分。大阪地裁の正門には、80人を超える原告と支援者が集まつた。福井の原告である中嶋哲演さん、石地さんも駆けつけた。「おおい原発を止めよう」「福島事故をくりかえすな」。思い思いの横断幕やプラカードを手に、判決を待つ。福島事故以降、はじめての司法判断に、多くの報道陣が詰めかけ、判決の旗出しを待ち構える。



午後2時30分。裁判所内にある司法記者クラブで記者会見。弁護団、原告団が壇上に並んだ。冠木弁護士は、福島事故の教訓に学ばない、不当極まりない判決だと批判した。原告は、「関西電力の主張をそのまま受け入れるのであれば、いったい司法は何のためにあるのか」と、あれだけの事故を受けても、何ら変わっていない司法に対する怒りを表明した。



午後6時30分。判決を受け、緊急集会が中央公会堂で開かれた。約100人が参加。冒頭、原告団のスミス共同代表から、こんな判決を受け入れるわけにはいかない。高裁に即時抗告しようとの呼びかけがあった。参加者から次々と、それぞれの思いや、今後の取り組みに向けての意見が出された。最後に、「即時抗告して闘う」との声明文を全員で確認した。

(4月20日) 不当判決許せない！高裁に即時抗告して闘おう4・20集会

4月20日、エル大阪で集会が開かれた。100人を超える人々が集まつた。多くの参加者で会場は埋まり、熱氣あふれる集会となつた。冒頭、武村弁護士は、判決全体について、制御棒挿入性や断層問題について、裁判所は論点をすり替え、その具体的危険性の立証責任を原告に負わせていると、その不当性を指摘した。その後、事務局から、制御棒挿入性、活断層、津波と裁判の各争点に即して、判決批判のポイントをまとめる形で報告があつた。



(4月26日) 大阪高裁への即時抗告の申し立て

4月26日、午後3時45分。4人の弁護士と約30人の原告が裁判所前に集まつた。「高裁に即時抗告」と書かれた横断幕を先頭に、各人、プラカードを掲げて正門前を歩き、裁判所に入った。16日の判決から、1週間余り。そのわずかの期間で、原告262人に意思確認を行い、関西2府4県、福井と岐阜253名の原告がまとまり、大阪高裁に対して即時抗告の申し立てを行つた。



その後、午後4時半から、記者会見。冠木弁護士から、判決文に対する具体的批判点について説明があり、原告団の小山、スミス両共同代表から、即時抗告の意義についての話があつた。続いて、岐阜から駆けつけた兼松さんから、岐阜県が公表したシミュレーションについて、若狭の原発の風下地域である岐阜県でも甚大な被害が出ることについての話があつた。最後は、武藤さんの、即時抗告に対する思いと決意表明が会見を締めくくつた。